

岩手県告示第 798 号

国土調査法(昭和 26 年法律第 180 号)第 19 条第 2 項の規定により、平成 19 年 11 月 12 日次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成 19 年 11 月 20 日

岩手県知事 達 増 拓 也

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域
岩泉町	平成 15 年 4 月 21 日から平成 19 年 2 月 22 日まで	1 岩泉町 地籍図 2 岩泉町 地籍簿	下閉伊郡岩泉町鼠入字下鼠入、中鼠入、上鼠入、中山、日影鼠入、上森山、日影森山、日向森山、岩泉字田屋峠、土橋、天間、和川原、大館、合の山、片畑、府金、一ツ石、沢廻、西構、垂柳、小林、新町
岩泉町	平成 15 年 4 月 21 日から平成 19 年 2 月 22 日まで	1 岩泉町 地籍図 2 岩泉町 地籍簿	下閉伊郡岩泉町岩泉字村木、太田、下宿、向町、川崎、上川崎、惣畑、三本松、松橋、中家、森の越、志田